

## 「どう教える？成年年齢引き下げ」

成年年齢の引下げを見据え(令和4年4月から)、若年者における消費者教育の強化を図るため、消費者行政部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制づくりについて支援することが重要となっています。

この度、教員を目指す学生等に対し、より一層の消費者教育の修得や学びの機会を提供することを目的として、下記のとおり課外セミナーを実施します。

なお、本セミナーは消費者教育に携わられている方や消費者問題に興味がある方も見学が可能です。たくさんの御参加をお待ちしています！

**日時:** 令和2年1月12日(日) 午前10時～午後4時50分

(受付: 午前9時30分～午前10時)

**会場:** 京都市男女共同参画センター ウィングス京都

**2階 セミナー室B**

### 内容:

10:00～10:10 オリエンテーション

10:10～11:30 成年年齢が引き下げられることによる消費者トラブル。なぜ、消費者教育が必要なのか？

増田 朋記 氏(弁護士)／森 順美 氏(消費生活相談員)

11:30～12:30 < 昼休憩 >

12:30～13:20 消費者庁作成教材「社会への扉」を使った授業について

加茂 直子 氏(徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課課長補佐)  
(徳島県高校家庭科教員)

13:30～14:30 消費者教育の実践について

大本 久美子 氏(大阪教育大学教育学部 教授)

14:40～16:20 ワークショップ「モデル授業をつくろう」／まとめ

大本 久美子 氏(大阪教育大学教育学部 教授)

16:30～16:50 京都府くらしのヤングリーダーの活動について

京都府消費生活安全センター

主催: 京都市・京都府 企画運営: 特定非営利活動法人コンシューマーズ京都

※会場の地図、申し込み方法等は、裏面をご覧ください。

- 1 定 員:先着30名
- 2 対 象 者:教員を目指す学生  
消費者教育に携わられている方や消費者問題に興味がある方
- 3 参 加 費:無料
- 4 申込方法:必要事項を御記入のうえ、以下の連絡先へメールでお申込みください。  
※ 受付後、順次受付確認メールを返信します。

【連絡先】[syodanren@mc2.seikyoku.ne.jp](mailto:syodanren@mc2.seikyoku.ne.jp) (特定非営利活動法人コンシューマーズ京都)

【記入内容】(件名)「課外セミナー申し込み」  
(本文)「氏名」・「所属(大学名等)」

- お申込みいただいた学生等の皆様には、当日、国民生活センター発行の、消費者トラブル対策本「2020年版 暮らしの豆知識」を配布します！



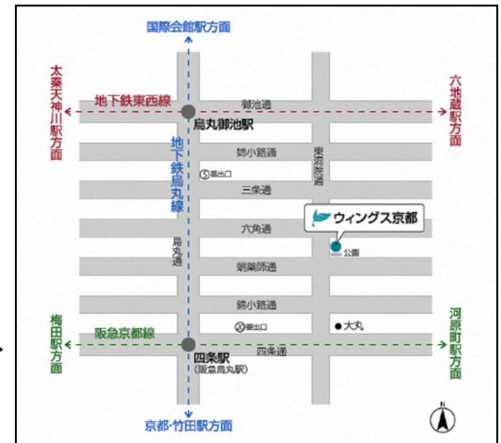
- 5 申込締切:令和2年1月5日(日)

なお、以下の方もセミナーの見学が可能です(申込み不要、入退場自由)。

- 現在、学校現場等で消費者教育等に携わっている方
- 消費者問題に興味がある方

- 6 お問い合わせ先:特定非営利活動法人コンシューマーズ京都  
電話 075-251-1001  
FAX 075-251-1003

- 7 アクセス:京都市男女共同参画センター  
ウイングス京都  
(京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地)  
地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または  
地下鉄四条駅・阪急烏丸駅(20番出口)下車 徒歩約5分  
※ 駐車場はからだの不自由な方の来館時や荷物の搬入用に限りさせていただきます。



お越しの際は、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

#### 〈参考〉

本セミナーは「京都府暮らしのヤングリーダー養成研修」として位置づけています。京都府内に在住・在学または京都府内で活動する大学生で受講いただいた方は、「京都府暮らしのヤングリーダー」の登録が可能です。登録後は、様々な大学の学生と交流しながら、大学や小学校などで、安心安全な消費生活をテーマとした啓発活動等に参加・活躍いただきます。

#### ・京都府暮らしのヤングリーダーとは

京都府からの認定を受けて消費者トラブルを防止し、賢い消費者になるための啓発活動を行う大学生ボランティア

#### 〈活動風景〉

